

千曲市国民健康保険運営協議会 次第

日時：令和3年7月15日 午後1時30分

場所：千曲市役所3階 302中会議室

(開会の前に委嘱書の交付)

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 正副会長の選出について
- 4 会議録署名委員指名
- 5 国民健康保険出産費資金貸付基金廃止についての諮問
- 6 会議事項
 - (1) 令和2年度千曲市国民健康保険特別会計 決算見込みについて
令和3年度千曲市国民健康保険特別会計 予算について
 - (2) 国民健康保険税の資産割廃止について
 - (3) 保健事業実施計画(データヘルス計画)の推進状況について
 - (4) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入について
 - (5) そ の 他
 - ・国民健康保険運営協議会委員等研修会について
- 7 閉 会

千曲市国民健康保険運営協議会委員名簿

(任期 R3.6.1～R6.3.31)

1. 被保険者を代表する委員

氏名	備考
西村 明子	
荒井あや子	
曾根 紀久子	
宮原 茂	

2. 保険医又は保険薬剤師を代表する委員

氏名	備考
島谷 茂樹	医師会
内藤 康介	医師会
藤武 貴尚	歯科医師会
大井 正之	薬剤師会

3. 公益を代表する委員

氏名	備考
安藤 邦彦	民生児童委員
田中 重穂	民生児童委員
渡邊 みい子	健康推進員
吉越 貴子	健康推進員

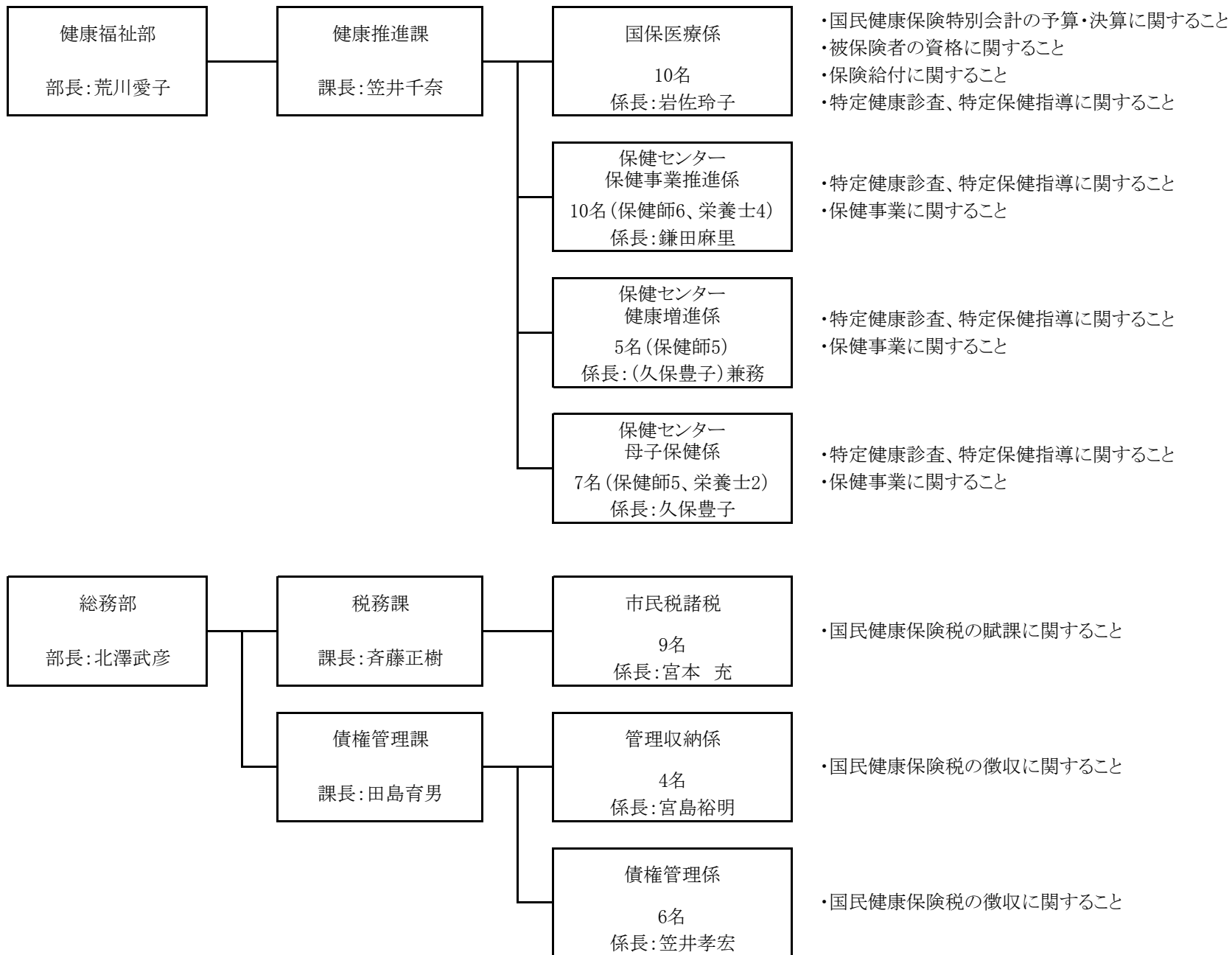
4. 被用者保険等保険者を代表する委員

氏名	備考
古田 博信	全国健康保険協会長野支部
近藤 悟	甲信越しんきん健康保険組合

国民健康保険担当部署

(令和3年7月7日現在)

主な担当業務



歳出

(単位：円、%)

項 目	予算現計	決算見込額 (A)	前年度決算額 (B)	対前年度		備 考
				増減額 (C) = (A-B)	増減率 (D) = (C/B*100)	
1 総務費	34,715,000	29,771,230	26,057,421	3,713,809	14.3	
2 保険給付費	3,914,952,000	3,833,606,124	3,887,254,848	△ 53,648,724	△ 1.4	
療養諸費	3,399,600,000	3,332,094,007	3,389,860,082	△ 57,766,075	△ 1.7	
高額療養費	490,501,000	487,031,662	484,934,180	2,097,482	0.4	
移送費	11,000	0	0	0	0.0	
出産育児諸費	16,810,000	10,473,250	9,244,620	1,228,630	13.3	
葬祭諸費	6,000,000	4,000,000	3,200,000	800,000	25.0	
結核医療費諸費	30,000	7,205	15,966	△ 8,761	△ 54.9	
傷病手当金	2,000,000	0	0	0	皆増	
3 国民健康保険事業費納付金	1,297,262,000	1,297,260,359	1,506,062,120	△ 208,801,761	△ 13.9	
医療給付費分	863,891,000	863,890,173	1,059,676,007	△ 195,785,834	△ 18.5	
後期高齢者支援金等分	318,061,000	318,060,991	331,994,685	△ 13,933,694	△ 4.2	
介護納付金分	115,310,000	115,309,195	114,391,428	917,767	0.8	
4 保健事業費	55,372,000	48,793,465	37,036,975	11,756,490	31.7	
5 基金積立金	100,820,000	100,803,505	27,975,348	72,828,157	260.3	
6 諸支出金	59,658,000	58,343,692	35,143,182	23,200,510	66.0	
保険税還付金	5,700,000	4,486,400	2,449,072	2,037,328	83.2	
償還金	53,958,000	53,857,292	32,694,110	21,163,182	64.7	国庫支出金等過年度償還金
7 予備費	1,000,000	0	0	0	0.0	
歳 出 合 計	5,463,779,000	5,368,578,375	5,519,529,894	△ 150,951,519	△ 2.7	

令和2年度 千曲市国民健康保険特別会計決算見込額の内訳

歳入

(単位：円、%)

項目	予算現計	決算見込額 (A)	前年度決算額 (B)	対前年度		備考
				増減額 (C) = (A-B)	増減率 (D) = (C/B*100)	
1 国民健康保険税	995,006,000	1,102,475,690	1,143,626,994	△ 41,151,304	△ 3.6	徴収率(現年課税分) 97.75% 不納欠損・還付未済額 4,083,805円 収入未済額 52,490,161円
一般被保険者 現年課税分	964,031,000	1,075,049,830	1,095,320,491	△ 20,270,661	△ 1.9	
" 滞納繰越分	30,040,000	27,127,246	46,148,812	△ 19,021,566	△ 41.2	
退職被保険者 現年課税分	0	42,071	1,455,740	△ 1,413,669	△ 97.1	
" 滞納繰越分	935,000	256,543	701,951	△ 445,408	△ 63.5	
2 使用料及び手数料	750,000	445,388	590,363	△ 144,975	△ 24.6	督促手数料
3 国庫支出金	3,289,000	9,310,000	1,586,000	7,724,000	487.0	
4 県支出金	3,953,436,000	3,905,699,367	3,936,093,342	△ 30,393,975	△ 0.8	
保険給付費等交付金(普通交付金)	3,890,112,000	3,818,790,367	3,874,512,342	△ 55,721,975	△ 1.4	
" (特別交付金)	63,324,000	86,909,000	61,581,000	25,328,000	41.1	
5 財産収入	20,000	3,505	3,348	157	4.7	基金運用利子
6 繰入金	380,800,000	371,800,988	378,761,065	△ 6,960,077	△ 1.8	
一般会計繰入金	390,186,000	371,800,988	378,761,065	△ 6,960,077	△ 1.8	
基金繰入金	0	0	0	0	0.0	
7 繰越金	125,599,000	125,599,878	113,271,058	12,328,820	10.9	前年度繰越金
8 諸収入	4,879,000	41,994,818	71,197,602	△ 29,202,784	△ 41.0	
延滞金及び過料	3,001,000	6,347,760	11,767,237	△ 5,419,477	△ 46.1	
雑入(保険給付費返還金、第三者納付金等)	1,878,000	35,647,058	59,430,365	△ 23,783,307	△ 40.0	
歳入合計	5,463,779,000	5,557,329,634	5,645,129,772	△ 87,800,138	△ 1.6	

年度別保険給付費

単位：円 （下段：前年度比増減）

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
一 般	療養給付費	3,625,196,541	3,459,538,859	3,314,539,489	3,337,437,657	3,283,582,817
		33,859,059	△ 165,657,682	△ 144,999,370	22,898,168	△ 53,854,840
	療養費	41,237,188	44,714,569	37,043,633	37,186,699	37,133,026
		812,754	3,477,381	△ 7,670,936	143,066	△ 53,673
	高額療養費	520,017,884	495,997,354	455,370,911	484,532,784	486,595,259
		47,670,852	△ 24,020,530	△ 40,626,443	29,161,873	2,062,475
高額介護合算	211,602	244,491	218,952	343,292	436,403	
	140,189	32,889	△ 25,539	124,340	93,111	
移送費	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
小 計	4,186,663,215	4,000,495,273	3,807,172,985	3,859,500,432	3,807,747,505	
	82,482,854	△ 186,167,942	△ 193,322,288	52,327,447	△ 51,752,927	
退 職	療養給付費	140,282,630	68,152,399	22,600,658	4,260,250	5,047
		△ 81,144,868	△ 72,130,231	△ 45,551,741	△ 18,340,408	△ 4,255,203
	療養費	1,892,499	1,017,099	273,131	121,527	0
		△ 1,402,701	△ 875,400	△ 743,968	△ 151,604	△ 121,527
	高額療養費	22,820,171	10,148,274	2,335,997	58,104	0
		△ 9,660,252	△ 12,671,897	△ 7,812,277	△ 2,277,893	△ 58,104
高額介護合算	0	0	0	0	0	
	△ 15,062	0	0	0	0	
移送費	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	
小 計	164,995,300	79,317,772	25,209,786	4,439,881	5,047	
	△ 92,222,883	△ 85,677,528	△ 54,107,986	△ 20,769,905	△ 4,434,834	
出産育児一時金	15,536,510	15,694,490	12,148,000	9,240,000	10,468,000	
	△ 2,911,490	157,980	△ 3,546,490	△ 2,908,000	1,228,000	
葬 祭 費	5,000,000	4,150,000	4,900,000	3,200,000	4,000,000	
	600,000	△ 850,000	750,000	△ 1,700,000	800,000	
結核医療給付金	6,967	0	2,075	15,966	7,205	
	△ 11,298	△ 6,967	2,075	13,891	△ 8,761	
審査支払手数料	11,761,553	11,276,591	11,326,756	10,858,569	11,378,367	
	△ 272,061	△ 484,962	50,165	△ 468,187	519,798	
合 計	4,383,963,545	4,110,934,126	3,860,759,602	3,887,254,848	3,833,606,124	
	△ 12,334,878	△ 273,029,419	△ 250,174,524	26,495,246	△ 53,648,724	

歳出

(単位：円、%)

項目	当初予算額 (A)	構成比	前年度予算額 (B)	構成比	対前年度		備考
					増減額 (C) = (A-B)	増減率 (D) = (C/B*100)	
1 総務費	32,000,000	0.6	34,715,000	0.7	△ 2,715,000	△ 7.8	
2 保険給付費	3,901,912,000	74.2	3,912,952,000	73.6	△ 11,040,000	△ 0.3	
療養諸費	3,391,200,000	—	3,399,600,000	—	△ 8,400,000	—	
高額療養費	489,961,000	—	490,501,000	—	△ 540,000	—	
移送費	11,000	—	11,000	—	0	—	
出産育児諸費	14,710,000	—	16,810,000	—	△ 2,100,000	—	
葬祭諸費	6,000,000	—	6,000,000	—	0	—	
結核医療費諸費	30,000	—	30,000	—	0	—	
3 国民健康保険事業費納付金	1,259,734,000	24.0	1,297,262,000	24.4	△ 37,528,000	△ 2.9	
医療給付費分	844,772,000	—	863,891,000	—	△ 19,119,000	—	
後期高齢者支援金等分	310,230,000	—	318,061,000	—	△ 7,831,000	—	
介護納付金分	104,732,000	—	115,310,000	—	△ 10,578,000	—	
4 保健事業費	59,217,000	1.1	55,372,000	1.0	3,845,000	6.9	
5 基金積立金	20,000	0.0	20,000	0.0	0	0.0	
6 諸支出金	5,651,000	0.1	13,582,000	0.3	△ 7,931,000	△ 58.4	
保険税還付金	5,550,000	—	5,700,000	—	△ 150,000	—	
償還金	101,000	—	7,882,000	—	△ 7,781,000	—	国庫支出金等過年度返還金
7 予備費	1,000,000	0.0	1,000,000	0.0	0	0.0	
歳出合計	5,259,534,000	100.0	5,314,903,000	100.0	△ 55,369,000	△ 1.0	

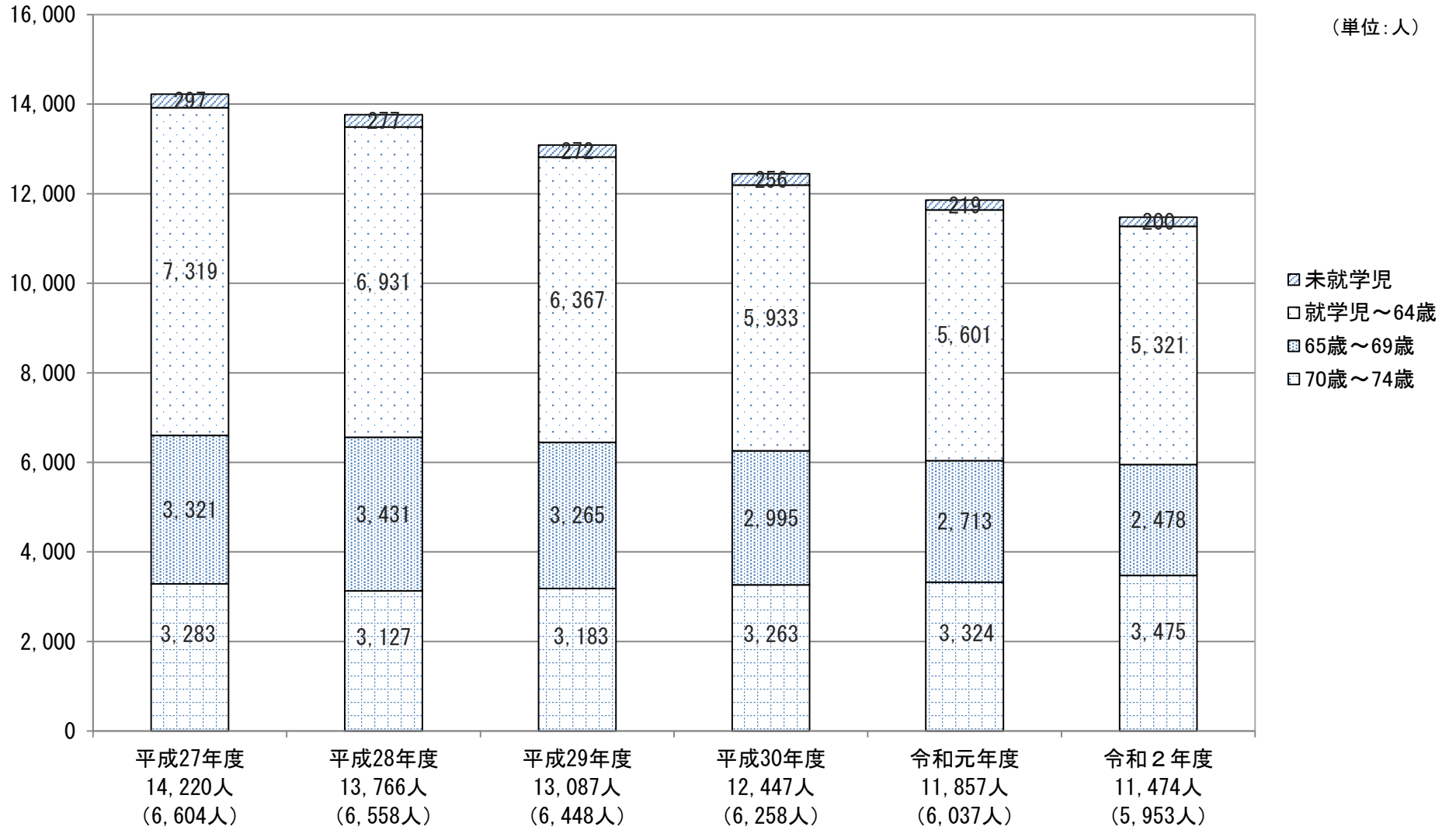
令和3年度 千曲市国民健康保険特別会計歳入歳出予算

歳入

(単位：円、%)

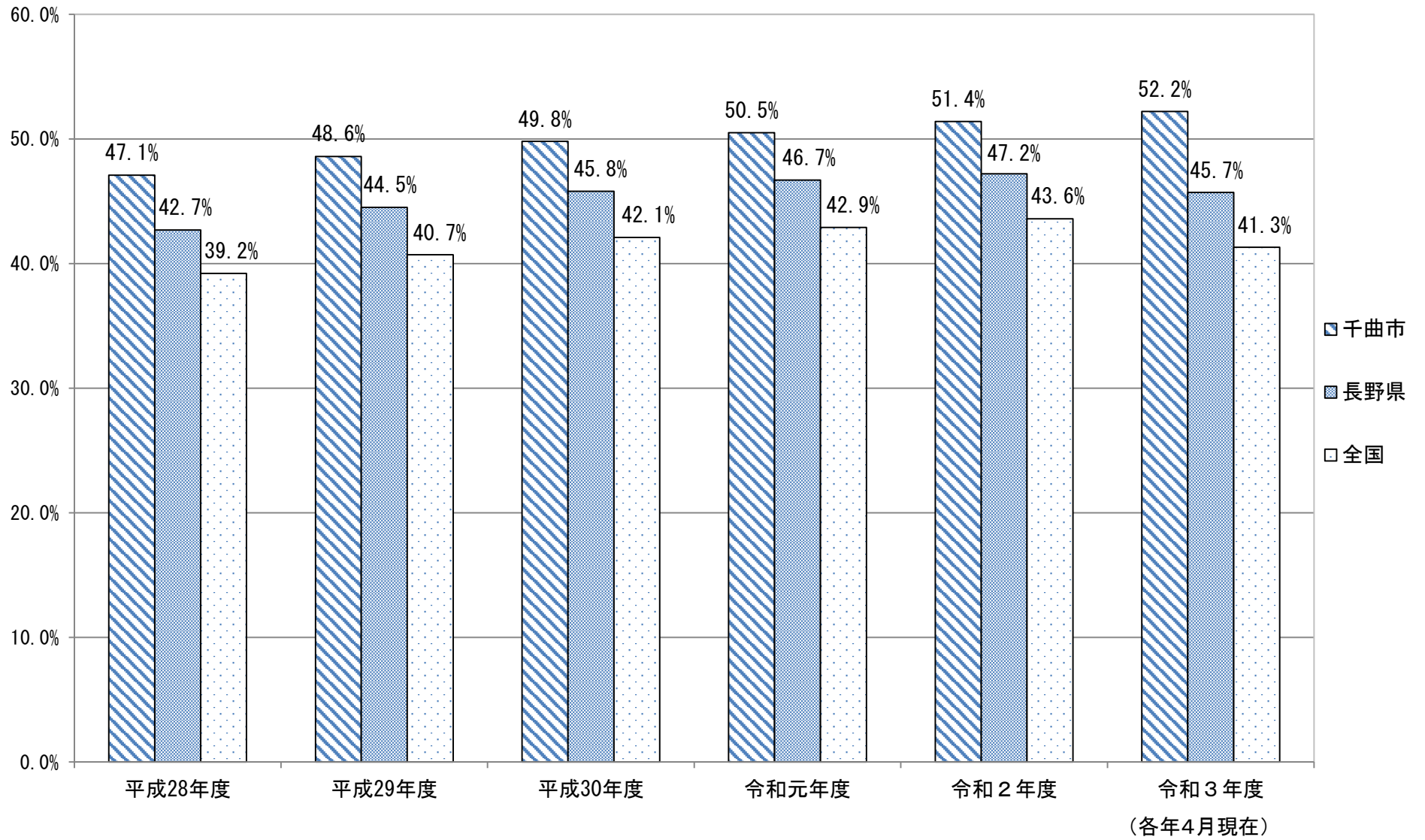
項目	当初予算額 (A)	構成比	前年度予算額 (B)	構成比	対前年度		備考
					増減額 (C) = (A-B)	増減率 (D) = (C/B*100)	
1 国民健康保険税	932,672,000	17.7	995,006,000	18.7	△ 62,334,000	△ 6.3	
一般被保険者 現年課税分	903,195,000	—	1,046,452,000	—	△ 143,257,000	—	
" 滞納繰越分	29,090,000	—	60,221,000	—	△ 31,131,000	—	
退職被保険者 現年課税分	0	—	5,753,000	—	△ 5,753,000	—	
" 滞納繰越分	387,000	—	1,779,000	—	△ 1,392,000	—	
2 使用料及び手数料	750,000	0.0	750,000	0.0	0	0.0	
3 国庫支出金	1,344,000	0.0	3,289,000	0.1	△ 1,945,000	△ 59.1	
4 県支出金	3,941,839,000	75.0	3,951,436,000	74.3	△ 9,597,000	△ 0.2	
保険給付費等交付金（普通交付金）	3,881,172,000	—	3,890,112,000	—	△ 8,940,000	—	
" （特別交付金）	60,667,000	—	61,324,000	—	△ 657,000	—	
5 財産収入	20,000	0.0	20,000	0.0	0	0.0	
6 繰入金	376,396,000	7.2	359,522,000	6.8	16,874,000	4.7	
一般会計繰入金	376,396,000	—	359,522,000	—	16,874,000	—	
基金繰入金	0	—	0	—	0	—	
7 繰越金	1,000	0.0	1,000	0.0	0	0.0	
8 諸収入	6,512,000	0.1	4,879,000	0.1	1,633,000	33.5	
延滞金及び過料	3,001,000	—	3,001,000	—	0	—	
雑入（保険給付費返還金、第三者納付金等）	3,511,000	—	1,878,000	—	1,633,000	—	
歳入合計	5,259,534,000	100.0	5,314,903,000	100.0	△ 55,369,000	△ 1.0	

被保険者数の推移(年度平均・全被保険者)



※()内は全被保険者数のうち65歳以上の被保険者の人数

国保全被保険者に占める65歳以上被保険者の割合 (KDBシステムより)



1人あたり医療費の推移

(単位:円)

保険者名	一 般				退 職				国 保 全 体			
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
長 野 市	363,336	370,329	382,425	379,826	382,686	338,021	300,737	32,850	363,704	370,075	382,309	379,826
松 本 市	361,827	367,760	386,731	380,551	390,819	450,382	684,410	130,043	362,378	368,453	387,271	380,571
上 田 市	357,287	375,160	386,445	382,778	387,907	426,020	618,897	132,307	357,864	375,542	386,747	382,778
岡 谷 市	365,276	381,456	404,727	389,844	386,918	603,173	602,260	17,533	365,765	383,607	405,185	389,810
飯 田 市	332,690	347,758	356,409	357,335	411,223	341,168	469,218	18,200	334,446	347,692	356,657	357,338
諏 訪 市	351,009	374,346	371,813	366,713	488,740	408,801	284,236	47,067	353,903	374,628	371,657	366,691
須 坂 市	362,161	365,249	379,482	365,855	408,697	404,404	433,065	19,128	363,018	365,591	379,569	365,829
小 諸 市	331,889	341,866	344,429	341,857	386,851	382,201	302,669	102,130	333,018	342,173	344,327	341,867
伊 那 市	342,784	370,973	369,232	364,159	408,967	557,523	309,985	10,870	344,241	372,548	369,104	364,136
駒ヶ根市	333,187	358,595	371,693	364,615	401,772	363,058	244,951	10,120	334,879	358,634	371,416	364,560
中 野 市	332,348	324,342	348,628	360,238	334,310	307,444	288,656	21,373	332,387	324,217	348,553	360,246
大 町 市	368,994	379,012	394,231	392,661	397,750	536,962	2,318,688	14,670	369,563	380,364	397,867	392,664
飯 山 市	380,199	367,559	397,320	381,165	449,973	344,474	273,345	21,380	382,045	367,285	397,074	381,170
茅 野 市	342,366	349,217	393,062	366,620	408,882	378,090	170,301	20,812	343,834	349,440	392,707	366,629
塩 尻 市	361,581	372,008	375,927	363,728	420,823	653,289	796,376	43,120	362,933	374,218	376,341	363,734
千 曲 市	373,584	366,514	384,558	389,210	321,492	249,054	270,151	156,557	372,358	365,278	384,275	389,251
佐 久 市	344,026	355,669	367,398	367,739	476,669	468,911	862,312	594,127	347,189	356,793	368,442	367,967
東 御 市	359,072	362,956	385,492	357,010	352,135	248,073	215,494	113,850	358,884	361,666	385,164	357,027
安曇野市	373,654	359,682	383,745	363,317	346,744	357,613	317,299	151,330	373,122	380,675	383,641	363,332
市町村計	351,318	359,682	372,205	366,851	389,514	412,408	514,948	112,826	352,123	360,137	372,449	366,869

※平成28年度から平成30年度は「確定値」、令和元年度は「速報値」

1人あたり医療費の推移(伸び率)

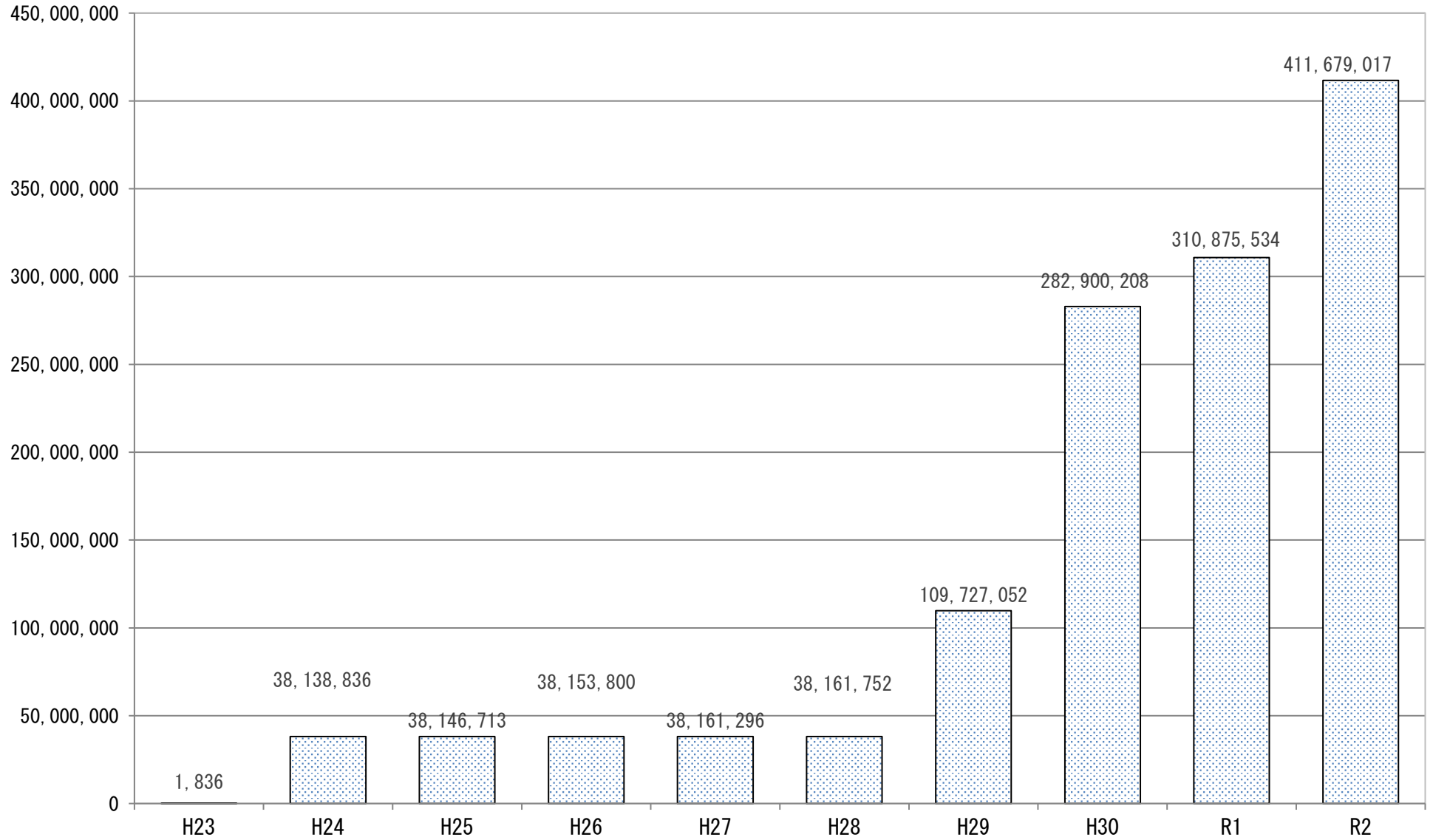
(単位:円、%)

保険者名	国保全体												
	平成29年度	平成30年度	H30-29	伸び率	伸び率 順位	令和元年度	R1-H30	伸び率	伸び率 順位	令和2年度	H30-H29	伸び率	伸び率 順位
長野市	363,704	370,075	6,371	1.8	12	382,309	12,234	3.3	11	379,826	-2,483	-0.6	5
松本市	362,378	368,453	6,075	1.7	13	387,271	18,818	5.1	7	380,571	-6,700	-1.7	11
上田市	357,864	375,542	17,678	4.9	4	386,747	11,205	3.0	13	382,778	-3,969	-1.0	7
岡谷市	365,765	383,607	17,842	4.9	5	405,185	21,578	5.6	5	389,810	-15,375	-3.8	15
飯田市	334,446	347,692	13,246	4.0	6	356,657	8,965	2.6	14	357,338	681	0.2	3
諏訪市	353,903	374,628	20,725	5.9	3	371,657	-2,971	-0.8	18	366,691	-4,966	-1.3	8
須坂市	363,018	365,591	2,573	0.7	16	379,569	13,978	3.8	9	365,829	-13,740	-3.6	14
小諸市	333,018	342,173	9,155	2.7	10	344,327	2,154	0.6	16	341,867	-2,460	-0.7	6
伊那市	344,241	372,548	28,307	8.2	1	369,104	-3,444	-0.9	19	364,136	-4,968	-1.3	9
駒ヶ根市	334,879	358,634	23,755	7.1	2	371,416	12,782	3.6	10	364,560	-6,856	-1.8	12
中野市	332,387	324,217	-8,170	-2.5	18	348,553	24,336	7.5	3	360,246	11,693	3.4	1
大町市	369,563	380,364	10,801	2.9	8	397,867	17,503	4.6	8	392,664	-5,203	-1.3	10
飯山市	382,045	367,285	-14,760	-3.9	19	397,074	29,789	8.1	2	381,170	-15,904	-4.0	16
茅野市	343,834	349,440	5,606	1.6	14	392,707	43,267	12.4	1	366,629	-26,078	-6.6	18
塩尻市	362,933	374,218	11,285	3.1	7	376,341	2,123	0.6	17	363,734	-12,607	-3.3	13
千曲市	372,358	365,278	-7,080	-1.9	17	384,275	18,997	5.2	6	389,251	4,976	1.3	2
佐久市	347,189	356,793	9,604	2.8	9	368,442	11,649	3.3	12	367,967	-475	-0.1	4
東御市	358,884	361,666	2,782	0.8	15	385,164	23,498	6.5	4	357,027	-28,137	-7.3	19
安曇野市	373,122	380,675	7,553	2.0	11	383,641	2,966	0.8	15	363,332	-20,309	-5.3	17
市町村計	352,123	360,137	8,014	2.3	-	372,449	12,312	3.4	-	366,869	-5,580	-1.5	-

国民健康保険支払準備基金残高の推移

(単位:円)

10



国民健康保険特別会計 繰入金の状況

(単位:円)

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (予算額)
保険基盤安定繰入金	158,434,946	160,669,665	199,953,043	266,758,220	270,618,498	269,987,228	289,444,207	279,859,254	272,608,149	273,950,000
出産育児一時金繰入金	15,880,000	10,880,000	10,009,000	12,298,000	10,357,673	10,462,993	8,098,666	7,467,000	7,023,000	9,800,000
財政安定化支援事業繰入金	32,507,000	36,009,000	68,420,000	74,776,000	64,877,000	56,547,000	69,455,000	64,922,000	64,770,000	61,206,000
事務費等繰入金	35,299,226	103,501,176	18,059,977	18,180,086	20,713,331	20,896,349	24,190,891	26,512,811	27,399,839	31,440,000
事務費繰入金(法定分)	17,799,226	18,878,271	18,059,977	18,180,086	20,713,331	20,896,349	23,941,891	25,987,811	26,783,839	30,776,000
法定外繰入	17,500,000	84,622,905	0	0	0	0	249,000	525,000	616,000	664,000
赤字補てん分	17,500,000	84,622,905	0	0	0	0	0	0	0	0
基金積立資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方単独事業国庫負担金減額補てん分	0	0	0	0	0	0	249,000	525,000	616,000	664,000
一般会計繰入金 合計	242,121,172	311,059,841	296,442,020	372,012,306	366,566,502	357,893,570	391,188,764	378,761,065	371,800,988	376,396,000
国民健康保険支払準備基金繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金合計	242,121,172	311,059,841	296,442,020	372,012,306	366,566,502	357,893,570	391,188,764	378,761,065	371,800,988	376,396,000

【県下19市の国民健康保険税(料)率等の状況】

R2税率(R3.4月飯田市調査)

R2年度	医療分				支援金分				介護分				R3年度 改定
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
	%	%	円	円	%	%	円	円	%	%	円	円	
長野市	8.20	-	17,760	19,680	2.80	-	6,240	7,560	2.60	-	8,760	7,080	
松本市	9.10	-	18,800	22,700	3.20	-	6,500	7,400	2.60	-	6,400	6,700	
上田市	6.90	-	21,600	21,200	2.61	-	8,700	7,300	2.60	-	8,900	6,500	
岡谷市	7.05	17.92	18,200	16,800	2.43	4.51	8,100	6,400	2.20	3.95	8,300	6,200	○
飯田市	6.60	-	16,500	21,000	3.05	-	10,600	-	2.70	-	8,600	6,800	
諏訪市	7.20	22.30	19,000	22,000	2.70	7.30	8,000	9,500	1.70	7.10	7,000	6,000	
須坂市	7.40	-	19,000	19,000	2.90	-	6,000	6,000	2.10	-	8,000	7,000	
小諸市	6.00	7.00	18,000	20,000	2.90	3.00	8,500	7,000	3.20	4.50	9,000	8,000	
伊那市	6.50	-	23,400	24,400	2.30	-	8,800	7,900	2.40	-	10,300	7,700	
駒ヶ根市	7.30	16.00	18,000	20,000	2.85	4.00	7,400	6,500	2.19	7.00	7,300	6,400	
中野市	6.10	15.60	24,300	19,600	2.20	7.90	9,100	7,400	2.00	5.20	11,100	6,800	○
大町市	5.90	22.00	18,000	24,000	2.40	-	11,000	-	2.20	2.00	8,000	7,000	
飯山市	6.90	18.70	20,000	20,100	3.45	9.30	9,800	9,700	2.60	4.20	7,500	7,000	○
茅野市	6.47	13.00	19,200	20,000	1.93	6.00	7,500	8,600	1.87	5.70	7,700	6,000	
塩尻市	6.74	-	23,100	23,700	2.21	-	7,900	7,300	1.86	-	7,900	6,100	
千曲市	7.70	18.00	19,500	22,000	2.40	5.30	7,500	7,200	1.80	4.20	7,300	6,300	
佐久市	7.60	16.00	21,300	25,400	2.75	2.90	7,300	8,700	2.75	3.00	9,000	7,300	
東御市	6.70	22.40	18,500	19,500	2.30	7.50	6,000	6,000	2.30	3.60	9,000	9,000	○
安曇野市	6.90	-	20,400	20,400	2.70	-	9,600	9,600	2.20	-	7,000	7,000	
平均	7.01	17.17	19,714	21,131	2.64	5.77	8,134	7,226	2.31	4.59	8,266	6,888	

【県下19市の国民健康保険税(料)率等の状況】

R2税率(R3.4月飯田市調査)

R2年度	医療分				支援金分				介護分				R3年度 改定
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	
	%	%	円	円	%	%	円	円	%	%	円	円	
長野市	8.20	-	17,760	19,680	2.80	-	6,240	7,560	2.60	-	8,760	7,080	
松本市	9.10	-	18,800	22,700	3.20	-	6,500	7,400	2.60	-	6,400	6,700	
上田市	6.90	-	21,600	21,200	2.61	-	8,700	7,300	2.60	-	8,900	6,500	
岡谷市	7.05	17.92	18,200	16,800	2.43	4.51	8,100	6,400	2.20	3.95	8,300	6,200	○
飯田市	6.60	-	16,500	21,000	3.05	-	10,600	-	2.70	-	8,600	6,800	
諏訪市	7.20	22.30	19,000	22,000	2.70	7.30	8,000	9,500	1.70	7.10	7,000	6,000	
須坂市	7.40	-	19,000	19,000	2.90	-	6,000	6,000	2.10	-	8,000	7,000	
小諸市	6.00	7.00	18,000	20,000	2.90	3.00	8,500	7,000	3.20	4.50	9,000	8,000	
伊那市	6.50	-	23,400	24,400	2.30	-	8,800	7,900	2.40	-	10,300	7,700	
駒ヶ根市	7.30	16.00	18,000	20,000	2.85	4.00	7,400	6,500	2.19	7.00	7,300	6,400	
中野市	6.10	15.60	24,300	19,600	2.20	7.90	9,100	7,400	2.00	5.20	11,100	6,800	○
大町市	5.90	22.00	18,000	24,000	2.40	-	11,000	-	2.20	2.00	8,000	7,000	
飯山市	6.90	18.70	20,000	20,100	3.45	9.30	9,800	9,700	2.60	4.20	7,500	7,000	○
茅野市	6.47	13.00	19,200	20,000	1.93	6.00	7,500	8,600	1.87	5.70	7,700	6,000	
塩尻市	6.74	-	23,100	23,700	2.21	-	7,900	7,300	1.86	-	7,900	6,100	
千曲市	7.70	18.00	19,500	22,000	2.40	5.30	7,500	7,200	1.80	4.20	7,300	6,300	
佐久市	7.60	16.00	21,300	25,400	2.75	2.90	7,300	8,700	2.75	3.00	9,000	7,300	
東御市	6.70	22.40	18,500	19,500	2.30	7.50	6,000	6,000	2.30	3.60	9,000	9,000	○
安曇野市	6.90	-	20,400	20,400	2.70	-	9,600	9,600	2.20	-	7,000	7,000	
平均	7.01	17.17	19,714	21,131	2.64	5.77	8,134	7,226	2.31	4.59	8,266	6,888	

令和3年度国民健康保険税について

国民健康保険制度は、加入者のみなさんの病気や、けがなどで必要となる医療費を、医療機関の窓口で支払う受診料のほかに、みなさんが納める保険税と国・県からの補助金でまかない、運営しています。

国民健康保険税は、医療給付費分(医療分)・後期高齢者支援金分(支援金分)・介護納付金分(介護分)の三つに分類されます。また、それぞれ、所得割・資産割・均等割・平等割の四つの方式で税額が算定されます。

加入者のみなさんに安心して医療を受けていただくため、また国民健康保険事業の健全な運営のため、加入者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

—— 税率(税額)表 ——

区分	内容	医療分	支援金分	介護分
所得割	加入者の前年所得に応じて計算 【(総所得額-43万円※)×税率】	7.7%	2.4%	1.8%
資産割	加入者の資産に応じて計算 【本年度固定資産税額×税率】	18.0%	5.3%	4.2%
均等割	世帯の加入者数に応じて計算 【加入者数×税額】	19,500円	7,500円	7,300円
平等割	加入世帯に対して課税	22,000円	7,200円	6,300円
最高額	課税限度額	630,000円	190,000円	170,000円

※合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の方は29万円、2,450万円超2,500万円以下の方は15万円、2,500万円超の方は0円となります。

—— 国民健康保険税の算出方法について ——

- **国民健康保険税は世帯主が納税義務者**のため、**納税通知書等は世帯主宛にお送りします**。(世帯主が会社の健康保険などに加入していても、世帯内に国民健康保険の加入者がいる場合は世帯主が納税義務者となります)
- **医療分・支援金分は、年齢に関係なく国民健康保険の加入者全員に課税**されます。
- **介護分は、40歳以上65歳未満の人(介護保険第2号被保険者)に課税**されません。
- 国民健康保険に加入している世帯員全員の所得割額・資産割額・均等割額と、世帯あたりに課税される平等割額を合計した金額が一世帯あたりの国民健康保険税として課税されます。
- 国民健康保険税は年度(4月～翌年3月)ごとに計算します。普通徴収(納付書または口座振替による支払い)の場合は通常7月から翌年2月までの年8回で納付いただきます。年度の途中で国民健康保険の加入状況などに変更があった場合は、再度税額を計算します。

—— 所得が一定基準以下の世帯の国民健康保険税の軽減 ——

税負担の軽減措置として、前年中の総所得が一定基準以下の世帯は、国民健康保険税のうち**均等割額と平等割額が軽減**されます。
軽減割合は**7割・5割・2割のいずれか**となります。
※税制改正により、軽減基準も併せて改正されました。

軽減基準額	軽減割合
世帯主(※1)と被保険者(※2)の前年の所得金額の合計が 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	7割
世帯主(※1)と被保険者(※2)の前年の所得金額の合計が 43万円+(28.5万円×被保険者数)+{10万円×(給与所得者等の数-1)}以下	5割
世帯主(※1)と被保険者(※2)の前年の所得金額の合計が 43万円+(52万円×被保険者数)+{10万円×(給与所得者等の数-1)}以下	2割

「給与所得者等」とは、給与所得者(給与収入が55万円を超える方)と公的年金等所得者(65歳未満:公的年金等の収入が60万円を超える方/65歳以上:公的年金等の収入が125万円(15万円の特別控除を含む)を超える方)を指します。

- ※1 **国民健康保険に加入していない世帯主も含まれます**。
- ※2 被保険者とは、国民健康保険に加入している人と国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人です。

- 65歳以上の公的年金所得者は、年金所得より15万円を控除した額から軽減判定を行います。
- この軽減は世帯の所得から自動判定して計算しますので、申請の必要はありません。ただし、**前年中に所得がない場合でも所得税の確定申告や住民税の申告をしていない人は、軽減を受けることができません**。必ず申告してください。

—— 非自発的失業(離職)者の国民健康保険税の軽減 ——

倒産や解雇・雇い止めなど、会社の都合で失業(離職)した人で下記に該当する場合に国民健康保険税の軽減を受けることができます。

①対象者

- ・平成21年3月31日以降に離職した雇用保険受給資格者
※ 高年齢受給資格者及び特例受給資格者の人は対象となりません

- ・雇用保険受給資格者証に記載の離職理由が次に該当する人

離職理由(コード) 11・12・21・22・23・31・32・33・34

②軽減額

国民健康保険税は、前年の所得などから計算します。

前年の所得のうち、給与所得を通常の所得額の30%として計算し、これを所得割の税額計算や軽減判定に使うことで、国民健康保険税が軽減されます。

③軽減期間

軽減期間は**離職日の翌日から翌年度末まで**となります。

ただし、途中で社会保険等に加入し国民健康保険を脱退した場合は、その時点で終了します。

④申請方法

この軽減を受けるためには申請が必要です。

申請に必要なもの:雇用保険受給資格者証・国民健康保険証・個人番号(マイナンバー)が確認できる書類

申請先: 税務課

—— 後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税の経過措置 ——

平成20年度以降、75歳以上の人は後期高齢者医療制度に加入することとなりました。それにともない、国民健康保険に引き続き加入する人の負担が急が増えることがないように、次の軽減を受けることができます。

○所得が一定基準以下の世帯の軽減(裏面参照)

いままで国民健康保険税の軽減を受けていた世帯は、**世帯構成や収入に変更がない場合**、いままでと同じ軽減を受けることができます。

○平等割の軽減

国民健康保険の加入者が一人となる場合は、世帯構成に変更がなければ平等割が軽減されます(最初の5年間は2分の1額、その後3年間は4分の1額)。

○社会保険等に加入していた75歳以上の人に扶養されていた65歳以上の人

いままで扶養されていた人が国保に加入した場合、申請することで所得割と資産割が課税されません。

また、7割・5割の軽減を受けられない世帯(裏面参照)は均等割が半額に、国保加入者が一人の場合は平等割も半額となります。

※均等割及び平等割の軽減期間は、資格取得日の属する月以降2年を経過する月までの間に限ります。

国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)について

下の①～④の条件全てに該当する人は、国民健康保険税の納付方法が特別徴収(年金からの天引き)となります。該当する人には、**特別徴収開始通知書を別途送付**します。

- ① 世帯主が国民健康保険に加入している
- ② 世帯内の国民健康保険加入者が、全員65歳以上75歳未満である
- ③ 世帯主の介護保険料を年金からの特別徴収で納めている
- ④ 特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない

—— 特別徴収と普通徴収の両方で納付する場合 ——

特別徴収の対象世帯で年度の途中に国民健康保険の加入者が増える等により税額が増額となった場合、特別徴収はそのまま継続され、増額分を普通徴収とします。

※ 普通徴収・・・納付書または口座振替による支払い

※ 特別徴収・・・年金からの天引きによる支払い

【 特別徴収から口座振替へ変更することができます 】

特別徴収の対象となった人で、口座振替での納付を希望する場合は、**申請することで納付方法を変更することができます。**

また、**いままで口座振替により納付していた人も**、特別徴収ではなくひきつづき口座振替での納付を希望する場合は申請が必要です。

口座振替での納付を希望する人は、振替を希望する金融機関の通帳・通帳の届出印・国民健康保険証を持参し、税務課で申請してください。

特別徴収・口座振替どちらで納付しても、納付する国民健康保険税の総額は変わりません。なお、納付書での納付へ変更することはできません。

問い合わせ先 千曲市役所 電話 026-273-1111(代表)

- | | | |
|-------------------|-------|---------|
| ○国民健康保険税の計算について | 税務課 | 内線 1143 |
| ○国民健康保険税の納付について | 債権管理課 | 内線 1124 |
| ○加入・脱退・医療費の給付について | 健康推進課 | 内線 1232 |

持続可能な社会保障制度に向けた国の動きと千曲市の健康寿命延伸・社会保障費の安定 ～市の実態を整理しました～

資料

A
社会構造
の変化

◎高齢者の増加、現役世代の急減
2025年 団塊世代が全て後期高齢者へ
2040年 高齢者人口がピーク
現役世代の急減
高齢者、単身世帯の増加

◎社会保障費の増加
2040年 医療費約1.7倍 66兆7千億円
介護費約2.4倍 25兆8千億円

首相
官邸

◎日本再興戦略（成長戦略）（H25） 保険者機能強化、データヘルス計画の策定・取組、糖尿病重症化予防
◎全世代型社会保障改革の方針（2020.12.15） ⇒ ◎骨太方針2021決定（2021.6.18）
現役世代の負担軽減（後期2割負担）、少子化対策を前に進める

◎経済財政諮問会議（予算要求の基本方針）

新経済・財政再生計画改革工程表(2020.12.18)
★糖尿病等の生活習慣病予防、重症化予防の推進
アウトカム（新規透析患者数減少、糖尿病有病者の増加の抑制、メタリックシンドロームの減少）

★健康寿命の延伸
(生涯現役)
社会保障費の安定



A 健康寿命と社会保障費

① 人口構造の変化
2025年団塊の世代が後期高齢者へ、担い手不足
2040年高齢化率40%以上に、社会保障費の増加

年度	2013 (H25)	2018 (H30)	推計	
			2025	2040
総人口 (人)	61,267	60,274	54,248	44,978
高齢化率 (%)	市 27.7	31.4	35.0	41.1
	県 26.8	30.1	33.2	38.4

2013-2018 KDB 地域全体の把握
2025-2040国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口2013.3

② 健康寿命の延伸
★健康寿命・平均寿命ともに県平均より高い

平均寿命 (歳)		2010 (H22)		2015 (H27)	
		男	女	男	女
市	平均寿命	80.2	87.7	82.1	88.0
	健康寿命	64.8	67.4	66.4	67.5
県	平均寿命	80.9	87.2	81.8	87.7
	健康寿命	65.8	67.2	66.0	67.2

(算出資料: 国勢調査生命表、5年に1度算出)

④-1 後期高齢者総医療費

	2013 (H25)	2019 (R1)	伸び
総費用 (円)	82億	89億	1.10
被保険者数 (人)	9,468	10,704	1.13

千曲市事務報告書

④-2 介護保険給付総費用

	2013 (H25)	2019 (R1)	伸び
総費用 (円)	43億	47億	1.1
介護認定者数 (人)	2,951	3,164	1.07
1号一人当医療費 (円)	23.4万	25.7万	1.05

事務報告書 ※介護保険係「保険料額の推移」

④-3 介護認定率

	2013 (H25)	2019 (R1)	
2号	市	0.34%	0.30%
	県	0.4%	0.3%
1号	市	17.3%	16.7%
	県	18.8%	18.2%

③-1 一人当たり医療費

医療保険		2017 (H29)	2019 (R1)
国保	医療費 (円)	37.2万	38.2万
	順位 (19市降順)	3位	10位
後期	医療費 (円)	87.3万	83.4万
	順位 (19市降順)	4位	12位

事務報告書

③-2 国保総医療費に占める生活習慣病の割合
★生活習慣病医療費、徐々に減少

	2013 (H25)	2019 (R1)
A 総費用 (円)	46億	43億
*生活習慣病医療費が占める割合(/A%)	12.7億 (27.9%)	8.5億 (21.3%)
被保険者数 (人)	15,132	11,626

*KDB帳票1地域の全体像の把握

B 国保健診・保健指導 (H20年度～実施)

① 特定健診等の受診率

国保	2013 (H25)	2019 (R1)
特定健診	39.6% (10位)	45.5% (8位) ↑
リピーター率 (継続受診割合)	72.5%	75.9% ↑
特定保健指導	92.0% (1位)	91.5% (1位)

* () 19市順位降順

② 特定健診の結果

	2013 (H25)	2019 (R1)
メタボリックシンドローム該当者+予備軍	29.6%	33.4% ↑
中性脂肪 300以上	3.2%	3.1%
I度高血圧以上	925人 (22.0%)	1,004人 (25.1%)
III度高血圧以上	20人 (0.5%)	25人 (0.6%) ↑
(再掲) 継続受診	9人 (45.0%)	10人 (34.5%)
新規	11人 (55.0%)	19人 (65.5%)
HbA1c6.5%以上 (割合)	354人 (8.5%)	383人 (9.7%)
8.0%以上 (割合)	41人 (1.0%)	30人 (0.8%) ↓
(再掲) 継続受診	22人 (53.7%)	17人 (56.7%)
新規	19人 (46.3%)	13人 (43.3%)

今後の課題
メタボ(肥満)の減少

高血圧の改善

改善 10人 (40.0%)
未受診・悪化等 12人 (12人) 変化なし 1人 悪化 2人

糖尿病有病者の増加の抑制

改善 14人 (46.7%)
未受診・悪化等 7人 (7人) 変化なし 1人 悪化 12人

③ 糖尿病腎症による新規透析導入患者数の減少

	2013 (H25)	2019 (R1)
慢性透析患者数	36人	37人
新規透析患者数	7人 (19.4%)	10人 (27.0%)
新規のうち糖尿病性腎症	3人 (8.3%)	6人 (16.2%)

健診未受診者8名
透析導入時社会保険加入5名

C 死亡

① 早世の予防

65歳未満死亡率	男性		女性	
	2013 (H25)	2019 (R1)	2013 (H25)	2019 (R1)
	13.4%	6.8%	7.7%	5.3%

② 脳血管疾患死亡の減少

死因に占める割合

	2013 (H25)	2019 (R1)
脳血管疾患	5.3%	5.1%

③ 心疾患死亡の減少

死因に占める割合

	2013 (H25)	2019 (R1)
心疾患	16.2%	10.8%

青: ↓, ○ 改善
赤: ↓, ○ 課題

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

「全世代型社会保障改革の方針について」(令和2年12月15日閣議決定)等を踏まえ、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、所要の改正を行う。

改正の概要

1. 全ての世代の安心を構築するための給付と負担の見直し

(1) 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直し【高齢者の医療の確保に関する法律】

後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上(※)であるものについて、窓口負担割合を2割とする。

※課税所得が28万円以上かつ年収200万円以上(単身世帯の場合。複数世帯の場合は後期高齢者の年収合計が320万円以上)。政令で規定。

※長期頻回受診患者等への配慮措置として、外来受診において、施行後3年間、1ヶ月の負担増を最大でも3,000円とする措置については、政令で規定。

(2) 傷病手当金の支給期間の通算化【健康保険法、船員保険法】

傷病手当金について、出勤に伴い不支給となった期間がある場合、その分の期間を延長して支給を受けられるよう、支給期間の通算化を行う。

(3) 任意継続被保険者制度の見直し【健康保険法、船員保険法】

任意継続被保険者の保険料の算定基礎の見直しや、被保険者からの申請による資格喪失を可能とする。

2. 子ども・子育て支援の拡充

(1) 育児休業中の保険料の免除要件の見直し【健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法 等】

短期の育児休業の取得に対応して、月内に2週間以上の育児休業を取得した場合には当該月の保険料を免除するとともに、賞与に係る保険料については1月を超える育児休業を取得している場合に限り、免除の対象とすることとする。

(2) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入【国民健康保険法、地方税法】

国民健康保険の保険料(税)について、子ども(未就学児)に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設する。

3. 生涯現役で活躍できる社会づくりの推進(予防・健康づくりの強化)

○保健事業における健診情報等の活用促進【健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律 等】

- ① 労働安全衛生法等による健診の情報を保険者が保健事業で活用できるよう、事業者に対し被保険者等の健診情報を求めることを可能とする。
- ② 健康保険組合等が保存する特定健診等の情報を後期高齢者医療広域連合へ引き継ぐこと等を可能とする。

4. その他

(1) 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【国民健康保険法】

(2) 都道府県国民健康保険運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付ける。【国民健康保険法】

(3) 医療扶助においてオンライン資格確認を導入する。【生活保護法、社会保険診療報酬支払基金法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

等

施行期日

令和4年1月1日(ただし、1(1)は令和4年10月1日から令和5年3月1日までの間において政令で定める日、2(1)は令和4年10月1日、2(2)及び4(1)は令和4年4月1日、4(2)は令和6年4月1日、4(3)は一部を除き公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日)

国民健康保険法（抜粋）

（国民健康保険）

第2条 国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとする

（保険者）

第3条 都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであって、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであって、第四章の規定による保険給付、第76条第1項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前2項に定める協議会は、前2項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第1項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあってはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項及び第2項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令（抜粋）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織）

第3条 法第11条第1項に定める協議会（第5項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもって組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の2分の1以上当該数以内数とする。

- 3 法第 11 条第 2 項に定める協議会(以下この条において「市町村協議会」という。)は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。
- 4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会(次条及び第 5 条第 1 項において「協議会」という。)の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第 4 条 協議会の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする

(会長)

- 第 5 条** 協議会に、会長 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

○千曲市国民健康保険運営協議会規則

平成 15 年 9 月 1 日

規則第 71 号

(趣旨)

第 1 条 千曲市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)については、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)及び国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)並びに千曲市国民健康保険条例(平成 15 年千曲市条例第 147 号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員の委嘱)

第 2 条 協議会の委員中、被保険者を代表する委員は、市の公職についていない者の中から、保険医又は保険薬剤師を代表する委員は、市の保険医又は保険薬剤師の中から、公益を代表する委員は、市の公職にある者の中から、被用者保険等保険者を代表する委員は、被用者保険等保険者連絡協議会の推薦に基づいて市長が委嘱する。

(会長の職務)

第 3 条 協議会の会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第 4 条 協議会は、次に掲げる場合に会長が招集する。

- (1) 市長から協議会に諮問があったとき。
- (2) 被保険者その他利害関係者から、国民健康保険に関する意見の開陳があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要があるとき。

(定足数)

第 5 条 協議会は、委員の過半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

(表決)

第 6 条 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 7 条 議長は、採決するときは、その旨を会議に宣告しなければならない。

2 議長が採決した後は、その議題について発言することができない。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第 8 条 会長は、議事に関し、必要があると認めるときは、市長又は関係職員に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(書記)

第 9 条 協議会に書記を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

(会議録)

第 10 条 会長は、会議録を作成し、会議に出席した 2 人の委員とともに署名しなければならない。

(その他)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規則は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。